

平成14年6月11日

金融庁長官
森 昭治 殿

船橋信用金庫
金融整理管財人 千葉 昇



金融整理管財人 太田恒久



「業務及び財産の状況等に関する報告」及び
「経営に関する計画」の提出について

当金庫の業務につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚くお礼申し上げます。

さて、預金保険法第80条の規程に基づき、標記について別紙の書類を提出いたします。

[提出書類内容目次]
別紙目次のとおり

以上

目 次

頁

I. 業務及び財産の状況等に関する報告	1~8
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1~2
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1~2
① 当金庫をとりまく経営環境と経営状況	1
② 経営破綻に至った経緯	1
③ 破綻に至った要因	1~2
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
① 資本の状況	2
② 自己資本回復の断念	2
2. 業務及び財産の状況について	3~5
(1) 与信業務	3
(2) 預金業務	3
(3) 投資等業務	4
① 投資有価証券	4
② 商品有価証券	4
(4) 固定資産の状況	4
(5) 不良債権の状況	5
(6) 関係会社の状況	5
3. 事業譲渡等の見込みについて	5~6
(1) 基本方針	5~6
① 早期譲渡	5
② 優良な顧客基盤・資産の維持	5
③ 経費の削減	5
④ 地域金融機能の維持	5
⑤ 内部管理体制の整備	6
⑥ 責任追及体制の整備	6
(2) 具体的施策	6
(3) 事業譲渡の見込み	6
4. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について	6~8
(1) はじめに	6
(2) 刑事責任追及について	6
(3) 民事責任追及について	6~8
(4) 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理	8

II. 経営に関する計画	9~13
1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	9
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施	9
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	9
(3) 公的費用の極小化	9
(4) 地域経済への配慮	9
(5) 内部管理体制の確立	9
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	9
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	10~11
(1) 基本運営方針	10
(2) 管財人会議・業務運営会議の設置	10
(3) 個別業務運営方針	10~11
① 与信業務運営方針	10~11
② 資金調達業務運営方針	11
③ 投資業務運営方針	11
④ 経費運営方針	11
⑤ その他の業務運営方針	11
3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	11~13
(1) 経営責任の明確化	11
① 旧経営陣の辞任等	11
② 役員退職慰労金	11
(2) 経費の削減	12
① 人員及び人件費の削減	12
② 物件費の削減	12
(3) 店舗統廃合	12
(4) 保有資産の処分	12
(5) 内部管理体制の整備	12
(6) 関係会社の整理	12
(7) 不良債権の回収強化	13
4. 法令等の遵守	13
5. 預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等	13

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当金庫は、平成14年1月25日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。

これを受け、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という。)を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当金庫の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

(2) 経営破綻の原因

① 当金庫をとりまく経営環境と経営状況

当金庫は、昭和6年5月15日、千葉県北西部を中心として中小企業の経済活動支援を目的に、有限責任船橋信用組合として設立、昭和26年10月20日、信用金庫法に基づき船橋信用金庫に改組されました。

営業地域については、千葉県下18市2郡、東京都1区であり、店舗は船橋市に本店、その他支店16店舗で営業しております。

営業体制は、主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細業者に対して融資する地域密着経営を行ってまいりました。

② 経営破綻に至った経緯

当金庫は、地域社会との共存共栄という原点に立脚し、常に顧客本位の経営に徹し、地域(顧客)ニーズに適切に対応して、地域において存在感のある金庫として健全経営を目指してきました。また、経営体质の強化を図るため、不良債権の整理・回収の促進と償却の実施、審査管理体制の整備を図り、資産内容の健全化に努めるとともに、店舗の見直しや人件費を含めた経費の削減、預貸金の利鞘の確保、店舗の売却等により償却・引当財源の確保に努めて参りました。

しかしながら、平成13年12月末を基準日として自己査定を実施した結果、バブル崩壊後の長期不況の影響もあって、主要取引業種である不動産・建設業を中心に不良債権化が進み、多額の償却・引当が必要となったほか、株価の下落による保有有価証券の含み損の拡大等により、1,476百万円の債務超過となりました。

こうした状況下にあって、債務超過の状態を解消する自己資本充実策の策定は困難で、預金者はじめ取引先の信頼を維持することは困難であると判断し、自主再建を断念、破綻公表するに至りました。

③ 破綻に至った要因

融資審査面では、融資姿勢の厳正化を最優先とした審査体制の充実・強化、貸出金の管理・回収面では、初期延滞の発生防止と不良債権の回収強化のための体制構築を掲げ、審査能力向上に向けた研修の実施や延滞防止マニュアルを作成したものの、役職員の当

金庫の厳しい経営状況に対する危機感が不足していたため、融資審査は従来どおりの形式的なものにとどまり、また、延滞先に対しても回収のための努力を怠るなど、審査・管理とも十分行われてこなかったこと。

営業面では、実効性のある施策を打ち出すことはできず、結果として従来の預金を中心とした営業活動に終始したこと。

資産運用面では、最大収益の確保を方針とし運用を行ったが、リスク管理への認識の甘さから、組織的なリスク管理体制も不十分なまま、国内景気の回復に大きく期待したリスクの高い投資信託等への運用を行い、含み損を拡大させたこと。

以上のような要因により破綻に至ったものと考えられます。

(3) 管理を命ずる処分までの状況

① 資本の状況

平成13年3月末を基準日とした金融庁の検査の経緯を踏まえ、平成13年12月末基準で自己査定を実施した結果、不良債権の増加及び保有有価証券等の時価の著しい下落による含み損の拡大により、1,476百万円の債務超過に陥ることになり、自己資本比率は▲2.11%となりました。

② 自己資本回復の断念

当金庫は、上述のごとく平成13年12月末基準において自己資本比率が▲2.11%に低下したことから、自己資本の充実が喫緊の課題となりましたが、現下の厳しい経営環境のなか、債務超過を早急に解消する有効な改善策が見出せず、自力再建は不可能との判断をせざるを得ませんでした。

よって、かかる判断のもと、平成14年1月25日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当金庫の与信業務については、船橋市を主要営業地域として、不動産業等の中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：17店

(単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		(参考)業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	136,079	100.0	135,932	100.0	129,758	100.0	178,403	100.0
うち中小企業	94,079	69.1	87,894	64.7	84,943	65.4	123,818	69.4
うち個人	39,808	29.3	44,926	33.0	41,727	32.2	51,415	28.8
うちその他	2,191	1.6	3,111	2.3	3,087	2.4	3,170	1.8

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当金庫の預金業務では、個人預金の比率が高く、主に中小企業やその家族、従業員、知人を中心とする取引先とした営業活動により、維持発展してきたことに特徴があります。

<預金残高推移> 店舗数：17店

(単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		(参考)業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	204,499	100.0	206,887	100.0	210,390	100.0	264,662	100.0
うち要払性預金	45,838	22.4	47,641	23.0	51,815	24.6	—	—
うち定期性預金	158,660	77.6	159,245	77.0	158,575	75.4	—	—
(うち個人預金)	176,660	86.4	178,767	86.4	180,309	85.7	198,964	75.2
(うち法人預金)	25,329	12.4	23,760	11.5	23,507	11.2	52,455	19.8
(うちその他)	2,509	1.2	4,360	2.1	6,574	3.1	13,241	5.0

その他には、金融機関預金、公金預金が含まれる。

(3) 投資等業務

① 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体に運用してまいりましたが、破綻公表後、預金流出の原資として有価証券の売却を逐次進めております。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	11年3月末	12年3月末	13年3月末	13年12月末	13年12月末の評価損益
投資有価証券	40,799	43,988	41,333	34,106	△2,689
国債・地方債	10,108	12,402	11,825	7,591	211
社債	24,492	21,257	19,909	17,415	35
株式	81	185	141	464	△87
その他	6,117	10,143	9,457	8,634	△2,849
貸付有価証券	—	—	—	—	—

② 商品有価証券

当金庫は、商品有価証券は保有しておりません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 値 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿 値 取得価格	簿 値 償却後
事業用 不動産	16	4,047	2,939	△1,107	22	5,288	3,187
所有 不動産	—	—	—	—	—	—	—

(5) 不良債権の状況

当金庫の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金 残高	貸出金 に占める割合	貸出金 残高	貸出金 に占める割合
破綻先債権	2,193	1.6	2,406	1.9	2,438	1.25
延滞債権	21,832	16.1	22,072	17.0	10,699	5.48
3ヶ月以上延滞債権	172	0.1	49	0.0	234	0.12
貸出条件緩和債権	5,600	4.1	1,383	1.1	5,016	2.57
合計	29,797	21.9	25,910	20.0	18,387	9.42

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

区分	13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	金額	債権に占める割合	金額	債権の占める割合
破産更生債権等	9,464	7.2	6,822	3.38
危険債権	15,372	11.6	7,796	3.86
要管理債権	1,432	1.1	4,693	2.32
正常債権	105,808	80.1	182,737	90.44
合計	132,076	100.0	202,048	100.0

(6) 関係会社の状況

当金庫は、関係会社はありません。

3. 事業譲渡等について

(1) 基本方針

① 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより金融仲介機能の維持及び当金庫の事業価値の劣化防止に努めます。

② 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③ 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の削減を図ります。

④ 地域金融機能の維持

当金庫の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

⑤ 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥ 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

信用金庫としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、本年4月1日に東京東信用金庫と事業譲渡契約書を締結しました。

4. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

(1) はじめに

金融整理管財人は、船橋信用金庫の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人2名と補佐人1名等で構成する経営責任解明委員会を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係機関との協議、情報交換を通じて法的責任追及の慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日迄の状況について報告します。

(2) 刑事責任追及について

業務上横領罪または背任罪を中心に該当する事由の有無について、会計帳簿を精査し、関係者から事情を聴取するなどして慎重に調査・検討を行ってきましたが、現在までそうした事案を発見するに至っておりません。

(3) 民事責任追及について

① 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

経営責任解明委員会は、調査の対象を、平成3年4月以降の10年間の期間における、(ア)5千万円以上の償却債権（引当を含む）、(イ)有価証券運用、(ウ)100万円以上の資産処分または費用支出として、調査を進めました。

調査方法は、平成3年4月以降の貸出金額を基準に抽出した大口不良債権を中心として、理事会議事録、融資関係の稟議書や付属書類等により融資審査の実態を1件ずつ精査し、融資した経緯、担保の徵求状況、回収手続等を中心に調査を行い損害賠償責任に結びつく

ような個別・具体的な法令違反や任務懈怠の有無について、総合的に調査・検討を行い判断しました。

② 調査結果

ア. 当金庫では、大口融資案件については、理事会ないし常勤の理事の決裁に委ねられてきました。旧経営陣は、理事会構成員または常勤理事（決裁者）として、大口融資案件の決裁に関与してきました。

イ. 旧経営陣は、融資決裁に関する業務を善良なる管理者の注意義務をもって行うべきでしたが、経営責任解明委員会が調査を行った融資案件には、下記の問題案件が認められました。

すなわち、(ア)事業計画の把握・検討が不十分な案件、当初の事業計画がその後変更されているにもかかわらず十分な検討もないままその後の追加融資に応じている案件、(イ)債務者の実態把握が不十分な案件、債務者が赤字決算ないし資本欠損となっているにもかかわらずその後の融資を継続している案件、(ウ)担保評価が高めであり、その後の不動産価格の下落にもかかわらず比較的長期にわたり担保評価の見直しが行われていない案件、担保不足のままその後の融資を継続している案件、(エ)従前の融資が返済されず、延滞となっているにもかかわらず、その後の融資に応じている案件、等が認められました。

当金庫の償却債権の中には、(ア)事業計画・債務者の状況等について不十分な審査管理による融資が行われた後、(イ)同様に不十分な審査管理のままその後の融資を漫然と継続し、その間(ウ)経済環境の変化により債務者の業況の悪化・担保の劣化が進行していき、最終的には(エ)債務者が破綻状況となるまでまたはその直前まで融資を継続した、という案件が多く見られます。こうした案件が層をなして存在するというのが、当金庫の特徴となっています。

全体として、不十分な審査管理姿勢・体制のまま、債務者に流れた融資・管理を継続したというほかありません。

当金庫の旧経営陣は、経済環境の変化、債務者の業況・財務内容の劣化、担保価値の下落という状況に対して、ほとんど有効な対応をとることなく、漫然と、債務者に流れた融資・管理を継続していたものです。

ウ. 当金庫の有価証券運用は、従前債券中心の運用でしたが、平成7年度に償却財源捻出のため保有債券を大量に売却して益出しを行いました。その後、当金庫の運用は株式投資信託への投資に傾斜していき、最終的にはこの株式投資信託への投資が約36億円の損失を計上する結果となりました。

こうした有価証券投資による損失は、償却財源捻出のための債券売却とその後の利益確保優先の投資方針によるものですが、運用枠やロスカットルール等の規定が不十分であったことに加え、証券会社任せの投資判断となっていたことが原因でした。

こうした有価証券投資における損失も、当金庫の旧経営陣の安易な方針・管理の不十分さによるものというべきです。

エ. 当金庫における費用支出のうち最大のものは、平成5年から平成8年にかけて取り組まれた新本店の建築です。

旧経営陣は、前記のとおり不良債権の増大に対して有効な対応を行うこともないまま、楽観的な見通しのもとで、新本店建築を決定・実行しました。新本店建築は、従前より脆弱とされていた内部留保をさらに脆弱なものとするとともに、建築後の経費増による収益圧迫の一因となりました。

③ 調査結果に基づく検討

以上のとおり、旧経営者の任務懈怠により信用金庫法第35条各号に基づく理事の責任、同第21条（金庫持分の禁止）、同第39条（商法等の準用）、出資法第3条（浮き貸しの禁止）、民法第644条（受任者の善管注意義務）、民法第715条（使用者の責任）等に基づく一般的な違反の事実関係の有無について調査を行ってきたところです。民事提訴を行うこととして検討している案件として、債務者会社が既に債務超過の状態であり、かつ、担保も不十分な状況であることを了知していたことに加え、事業内容や返済原資の確認も不十分で融資後の全額回収に確たる根拠もないまま、①当該債務者の関係者の不良債権の回収を図るため、回収金額に採算の見込まれない駐車場事業資金を上乗せして融資を行い、事業資金について不良債権化している案件、②償却債権の回収を図るため、償却債権の債務者の関係者に対し、償却債権の返済資金に加え、無謀な賃貸不動産事業の資金を融資し、事業資金について不良債権化している案件などがありますが、具体的な損害賠償請求等の民事提訴を行うためには、今後、更に案件の詳細について調査を行う必要があり、現時点では提訴には至っておりません。

（4）旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する損害賠償責任、受任者の善管注意義務を問い合わせる案件は発見されたものの、提訴までには更に調査を行う必要があり、現時点において責任追及に踏み切るまでに至っていません。今後、株式会社整理回収機構による調査等によって新たな事実が判明する可能性があることから、整理回収機構において責任追及が行えるよう、従前の調査資料を同社に引き継いだ上、旧経営者に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。

以上